

鳥取県立倉吉養護学校教育振興会規約

(名称及び事務局)

第1条 本会は、鳥取県立倉吉養護学校教育振興会といい、事務局を鳥取県立倉吉養護学校におく。

(目 的)

第2条 本会は、奉仕精神に基づき、鳥取県立倉吉養護学校の理解と振興を図り、広く障がいのある児童生徒の福祉の増進に努めることを目的とする。

(事 業)

第3条 前条の目的達成のため、次の事業を行う。

- 1 鳥取県立倉吉養護学校に、職業を通して技術を提供する。
- 2 特別支援教育の振興と福祉の増進について研究する。
- 3 特別支援教育と福祉について、地域社会の啓発に努める。
- 4 機関紙を発行する。
- 5 その他、必要な事業を行う。

(組 織)

第4条 本会は、第2条の目的に賛同する者で組織する。

(機 関)

第5条 本会に次の機関を設ける。

- 1 総 会
- 2 役員会

(総 会)

第6条 総会は、役員会をもって充て、本会の決議機関として重要な事項について審議する。

(役員会)

第7条 役員会は、本会の執行機関で、必要に応じて会長が招集し、本会の運営に関する事項の協議執行にあたる。

(役員)

第8条 1 本会に次の役員をおき、任期は2年とする。(偶数年改選)
1 会長 1名 2 副会長 若干名 3 理事 若干名 4 監事 2名

(役員の選考)

第9条 役員は事務局長、幹事で選考し総会において承認をする。

(役員の任務)

第10条 役員の任務は、次の通りとする。

- 1 会長は本会を代表し、会務を総理する。又、会議の議長となる。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は代理する。
- 3 理事は、本会の執行にあたる。
- 4 監事は、会務の監査にあたる。

(職員)

第11条 事務局に次の職員をおく。

1. 事務局長 1名 2. 幹事 若干名
- 事務局長は学校長をあて、会長の命を受けて業務を処理する。
幹事は事務局長が委嘱し、庶務・会計にあたる。

(顧問)

第12条 本会に顧問をおくことができる。

- 1 顧問は会長が委嘱し、役員の承認を得る。
- 2 会長を歴任された方は顧問とする。
- 3 顧問は重要な会務について、会長の諮問に応じる。

(会計)

第13条 本会に必要な経費は、次の収入をもってあてる。

- 1 会費
- 2 寄付金
- 3 その他の収入

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(附則)

- 1 本規約は、昭和52年11月10日より施行する。
- 2 昭和56年5月31日 一部改正の項は、昭和56年5月31日から適用する。
- 3 昭和57年5月 8日 一部改正の項は、昭和57年5月 8日から適用する。
- 4 昭和61年5月17日 一部改正の項は、昭和61年5月17日から適用する。
- 5 昭和63年5月28日 一部改正の項は、昭和63年5月28日から適用する。
- 6 平成 8年6月15日 一部改正の項は、平成 8年6月15日から適用する。
- 7 平成15年6月 7日 一部改正の項は、平成15年6月 7日から適用する。
- 8 平成22年2月25日 一部改正の項は、平成22年2月25日から適用する。
- 9 平成28年6月17日 一部改正の項は、平成28年6月17日から適用する。